

J R 東海労働関西地「申」第19号
2015年11月9日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

竹本さんの裁判に関する「運転事故の認識」に対する申し入れ

10月9日、竹本さんの裁判（大阪地裁平成26年（ワ）第30001号賃金請求事件）の証人尋問において、坂下助役、新田元助役が以下の証言を行った。

坂下助役は、2002年2月頃に自身が起こした小田原駅の停止位置の通過の運転事故に対して原告竹本さんから「今回あなたが私に注意指導した非違行為とされてる事象、どちらの事象が重大ですか」の質問に対し「どちらも重大だと思います。」と証言した。

また、新田元助役は、2008年7月に自身が鳥飼車両基地で手歯止めを割った事故に対して原告竹本さんから「あなたが今回、非違行為として報告した私の事象と、事象としてはどちらが重大なものですか」の質問に対し「それは、同じでしょう。」と証言した。

2名はそれぞれ、当時に運転事故を起こした事実は認めているが、事故内容の認識について疑いを持たざるを得ない証言であると考え。会社は、竹本さんに対して期末手当に減率を適用したが、会社が裁判所に提出した延岡陽二郎総合企画本部経営管理部担当課長（当時関西支社管理部人事課長）の陳述書（乙第22号証）によると、竹本さんの20件の非違行為の種類に関しては全て「②安全・安定輸送や快適な輸送サービスの提供に直接的かつ重大な問題を生ぜしめるとまでは言えないものの、本来的な労務を提供する際に瑕疵のある行為ような行為」に該当すると判断した。と陳述している。

しかし、延岡陳述書によると、坂下助役と新田元助役が起こした事故は「①安全・安定輸送や快適な輸送サービスの提供に直接的かつ重大な問題を生ぜしめるような行為」であり、「同じ」とした2人の証言内容とは矛盾があると考え。

よって会社が裁判所に提出した陳述書、証言内容について減率適用や規程の観点からも疑義を持たざるを得ない。よって以下申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 坂下助役、新田元助役の証言内容は事実として認めるのか。会社の見解を明らかにすること。
2. 仮に上記の2名の証言内容を認めず、事実でないとするならば、宣誓をして証人尋

問に応じた2名は偽証罪を問われることになる。会社の見解を明らかにすること。

3. 坂下助役が、2002年2月頃に運転士として起こした小田原駅の停止位置の通過の運転事故については、規程によると「輸送障害」となり責任事故Aと区分されている。会社の見解を明らかにすること。
4. 新田元助役が、管理者として乗務担当していた2008年7月に鳥飼車両基地で手歯止めを割った事故について、規程によると「物の損傷の損害額が50万円以上のもの」であると考えられ、責任事故Aと区分されている。会社の見解を明らかにすること。
5. 延岡総合企画本部経営管理部担当課長（当時関西支社管理部人事課長）の陳述書（乙第22号証）によると、減率適用する非違行為の種類について「①安全・安定輸送や快適な輸送サービスの提供に直接的かつ重大な問題を生ぜしめるような行為（そのような例として、運転士が適切なブレーキ扱いをしなかった場合などが該当します。）は特に重視している。」。さらに「①の非違行為については減率適用を行ううえで極めて重視されているため、そのような非違行為があれば、原則として非違行為の総数が10件に満たない場合でも減率適用を行っています」と陳述している。
坂下助役、新田元助役が起こした運転事故はこの①の種類であると考えられる。会社の見解を明らかにすること。
6. 2人が竹本さんに「注意指導」し、非違行為とした内容と、2人が起こした運転事故についてどちらが重大かとの質問に「どちらも重大」「同じでしょう」との証言をしている。よって、上記5.の延岡陳述書の内容とは矛盾がある。会社としての見解を明らかにすること。

以上